

風しんワクチン予防接種費用の一部助成について

妊婦への感染の拡大防止を図り、子どもの先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんワクチン予防接種費用の一部を助成します。

対象者 稲美町の住民で、風しんにかかったことがなく、かつ、予防接種歴がない方で、次のいずれかに該当する方

- ①妊娠を希望する女性
- ②妊婦の同居家族

※妊娠中の方は接種できません。
※接種前1カ月、接種後2カ月は避妊する必要があります。

助成額 5,000円(上限) 1人1回のみ
麻しん風しん混合ワクチンまたは風しんワクチン
(接種費用が5,000円未満の場合は、接種費用の額となります。)

助成期間 令和7年3月31日(月)まで
※裏面に記載の協力医療機関以外では、助成券は使用できません。

申請方法 窓口で申請書を記入後、申請者へ助成券を交付します。
※後日、住民票の住所へ郵送となります。

【申請時に必要なもの】

- ①申請者(代理人を含む)の本人確認のできるもの(運転免許証、健康保険証等)
 - ②妊婦の母子健康手帳(妊婦の同居家族のみ)
 - ③代理人申請の場合は、委任状または被接種者の本人確認ができるもの
- ※事前申請が必要です。接種後の助成はできませんので、ご注意ください。
(稲美町ホームページもご参照ください)

お問い合わせ先

稲美町 健康福祉課 健康推進係
(役場 新館1階)
電話 079-492-9138 FAX 079-492-8030